平成２９年（フ）第１４号
北海道苫前郡苫前町字岩見98番地
債務者　丹羽比香里
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１２３１号
さいたま市中央区大戸１丁目23番14号　アネックス中浦和105号
債務者　鈴木　佳子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４７号
埼玉県白岡市西９丁目13番２　エクセレンス・ハイツ102
債務者　鈴木　　潤
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３９号
さいたま市大宮区天沼町１丁目621番地216
債務者　新飯田直こと　新飯田直綺
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４０号
さいたま市大宮区天沼町１丁目621番地216
債務者　新飯田真詞
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５５号
さいたま市南区根岸３丁目８番27号　コーポパイオニア101
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７２号
さいたま市緑区大字三室1983番地４、旧住所埼玉県志木市中宗岡５丁目16番18号　サカエハイツ　205号
債務者　伊藤由貴子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８６号
埼玉県草加市弁天６丁目23番20―404号
債務者　三浦芙美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７８号
埼玉県富士見市羽沢３丁目25番30号　むさしのハイツ106
債務者　吉田　高夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９２号
埼玉県川越市大字砂969番地１（フレグランスＡ棟101号室）
債務者　石井　俊行
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９４号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目５番地10　ボナールフォンテ201
債務者　中谷　和希
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９５号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目５番地10　ボナールフォンテ201
債務者　中谷　和泉（旧姓久保島）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９６号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目５番地10　ボナールフォンテ201
債務者　芦澤みどり
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１２号
埼玉県坂戸市薬師町37番地６　ニューパレス坂戸105号室、前住所埼玉県川越市大字下小坂593番地
債務者　宮川　　茂
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８７号
大阪府岸和田市加守町２丁目10番16号　ハイツ加守Ａ―105号、前住所大阪府泉佐野市鶴原502番地７―202
債務者　嘉陽田工業こと　嘉陽田欣睦
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
大阪府和泉市室堂町674番地の32―Ｂ102、前住所大阪府和泉市箕形町３丁目１番26―101号
債務者　森　　浩志
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５３号
大阪府和泉市寺田町２丁目９番33号
債務者　中尾　勇希
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係